

フレキシブルファイバの接続メニューへの移行状況について

令和4年4月6日

事務局

- 卸電気通信役務(以下「卸」という。)のみで提供されていたフレキシブルファイバについて、本研究会での議論も踏まえ、**接続メニュー化するための接続約款変更認可申請がNTT東日本・西日本から令和3年5月24日^{※1}及び9月16日^{※2}に行われ、それぞれ7月30日、12月3日に認可されたところ。**

※1 ビル屋上向けの接続メニュー化 ※2 ルーラルエリア向けの接続メニュー化、共用・移行に係る手続

- NTT東日本・西日本によれば、卸として既に提供されている又は申し込まれているフレキシブルファイバの**接続メニューへの移行状況は以下のとおり。**

◆移行対象の回線数

赤枠内は構成員限り

NTT東日本・西日本ともに、**全卸回線数のうち、9割以上が移行の対象[※]**となっているとのこと(令和4年1月末時点)。

※ 移行の対象とならないのは、①卸先事業者が接続メニューへの移行を要望しない場合、②同一ケーブル内に、別の卸役務の提供に利用されている光ファイバが混在している場合。また、2月以降に開通・廃止される回線や、設備状況の詳細確認が必要な回線については、今後NTT東日本・西日本において、卸先事業者と協議しつつ、移行対象回線を確定させていくとのこと。

◆主要事業者の移行状況

◆移行に係る費用

「回線管理システムへの登録費用」及び「その他作業が発生した際の費用」については、令和4年2月25日に費用の概算を卸先事業者に提示し、現在協議を進めているとのこと。

◆接続料金や取得固定資産価額の取扱い

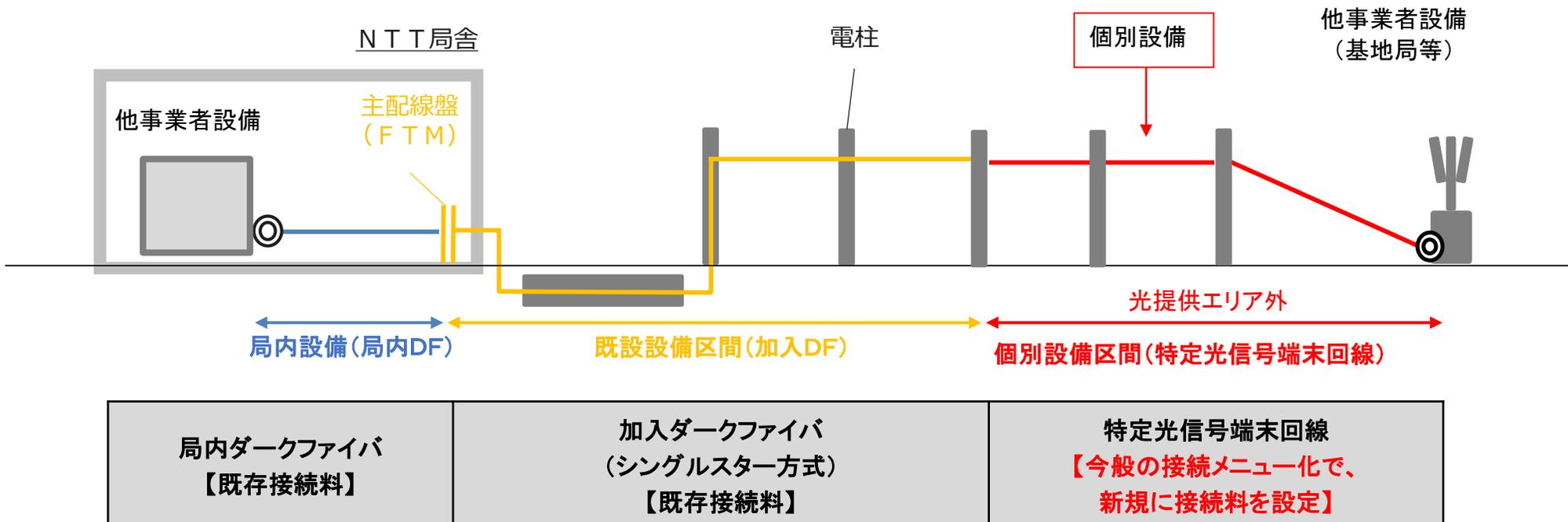
接続料金については、令和4年3月に金額提示を行い、5月以降に精算(一部遡及して精算)を行う予定であり、その中で算定根拠となる取得固定資産価額についても事業者と協議の上決定する予定とのこと。

(参考)フレキシブルファイバの概要

- **フレキシブルファイバは、「光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)」や「光提供エリア外の場所(ルーラルエリア)」に、接続事業者の要望(主に基地局向け)に基づき、新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置するものであり、個別設備区間と、既設設備区間(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の局内設備(局内ダークファイバ)を組み合わせ提供される。**
- **接続で提供されるフレキシブルファイバの接続料は、局内設備、既設設備区間については既存の接続料(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、個別設備区間については、接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定。**

※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されているものの、「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている。

■ 概要図 (接続の場合)



(参考)接続への移行に係る手続や費用について

○ 卸として既に提供されている又は申込済みのフレキシブルファイバについて、**接続メニューへ移行する際の手続や費用については、接続約款において、以下のとおり規定**されている。

項目	詳細						
①移行の対象となる回線	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東日本・西日本が別途定める期限(2021年12月)までに移行の希望があったもの。 ・一つのケーブルに収容されている、卸として提供されている回線が全て指定されている場合(同一収容ケーブル内に、卸として提供される回線と、接続として提供される回線が混在することを避ける目的)。 						
②移行に係る費用	<p>NTT東日本・西日本が接続料研究会等において示した方針(本資料のスライド4を参照)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、移行に係る費用はNTT東日本・西日本において負担。 ・ただし、令和3年3月末までに卸として申し込まれた回線については、一部費用(※1)は各事業者側で負担。具体的な金額(下表(1)及び(2)①)については下表の算定式に基づき、今後NTT東日本・西日本が算定(2022年2月に接続事業者に提示)。 <p>(※1)表:接続事業者側で負担する費用について</p> <table border="1" data-bbox="358 701 2022 1143"> <thead> <tr> <th data-bbox="358 701 789 768">内容</th> <th data-bbox="789 701 2022 768">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="358 768 789 882">(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用</td> <td data-bbox="789 768 2022 882">当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="358 882 789 1143">(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用 例) ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合</td> <td data-bbox="789 882 2022 1143">料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	内容	料金	(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用 例) ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額
内容	料金						
(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額						
(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用 例) ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額						
③創設費や取得固定資産価額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・卸において創設費を支払った設備については、接続への移行後も、創設費は支払済みとして設備管理運営費を算定(※2)。 ・また、設備管理運営費の算出に当たって、開通から一定期間以上を経過している等により、NTT東日本・西日本において取得固定資産価額を把握できない場合には、卸の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、事業者と協議の上取得固定資産価額を決定。 <p>(※2)網改造料の算出における「設備管理運営費」について、「法定耐用経過後においても更改していない」とみなし、「当該設備の取得固定資産価額」×「類似設備の設備管理運営比率」のみで算定。</p>						